

令和5年第4回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和5年12月11日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員 長	堤 理 志
委員	藤田 明美	委員	岡田 義晴
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	西岡 克之		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会議務局長 荒木 秀一 係 長 江口 美和子

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二  
(総務課)

課 長	荒木 隆	課長補佐	石川 俊介
課長補佐	金子 寛之	主 査	森川 大輔
主 査	村山 慶太	主 査	市川 雄也

住民福祉部長 宮崎 伸之  
(こども政策課)

課 長	宮司 裕子	課長補佐	藤吉 有見
係 長	山口 陽子	係 長	尾田 光洋
主 査	神崎 勇典		

健康保険部長 森川 寛子  
(健康保険課)

課 長	森本 陽子	課長補佐	木澤 奈津代
課長補佐	志田 純子	係 長	相川 沙織
係 長	一瀬 奈々		

(介護保険課)

課 長	村田 佳美	参 事	中村 宰子
係 長	浦川 真	係 長	堤 圭一郎

本日の委員会に付した案件

議案第63号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第64号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する  
条例

議案第66号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

議案第70号 令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第72号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

開会 9時29分

閉会 11時21分

**○委員長（金子恵委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。令和5年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第63号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に係る条例の一部を改正する条例、議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、この三つの議案を一括して説明を受けたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

**○総務課長（荒木隆君）**

改めましておはようございます。それでは、議案第63号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、まとめてご説明申し上げます。これらの議案は、町議会議員および三役の期末手当の支給割合につきまして、特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じて改正を行うものでございます。条例第1条につきましては、期末手当の支給割合を0.1月分引き上げ、総支給割合を3.4月分とするものでございます。第2条につきましては、6月および12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の170に改めるものでございます。なお附則につきましては、条例第1条が公布の日から施行、令和5年12月1日から適用するものとし、第2条は令和6年4月1日から施行すること、また期末手当の内払いについて定めております。以上が、条例の提案理由でございますが、本日お手元に新旧対照表と影響額の一覧表を配布しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

これから質疑を行います。63から65号、一括で受けますので、質疑のある方。質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

議案第63号の施行期日について伺いたいんですが、施行期日の1については分かるんですが、2の部分で令和5年12月1日から適用するという部分が具体的にどういう手だてが取られるのか、ちょっと分かりやすく教えていただければと思うんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

荒木課長。

**○総務課長（荒木隆君）**

施行期日の12月1日から適用するというのは、まずは期末手当の12月期の基準日

である日から施行するという趣旨で規定しております。併せて附則の第3項、内払いとみなすという規定がございますけれども、まずは現行の条例に基づきまして12月期の期末手当を支給をします。その後この条例が制定された後に12月にさかのぼって再度計算しまして、その差額を支給するというので、この2項、3項、内払いと12月1日の基準日というふうにご理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

さかのぼってこれを適用したものを、また後日支給するという形になると思うんですが、通常の手続きですと12月と6月が期末手当の支給日なのですが、6月じゃなくて、それより前にその差額分というのが支給になるのか、そういうことではないんですかね。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

この条例の遡及適用といいますか、施行日が12月1日ですので、それ以降にこの新しい条例の適用がなされるということになりますので、6月までは遡らないと。12月1日以降ですね、あくまでその分の差額、遡及適用ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

1点確認なんですけど、この人勤のこういうふうなものというのは8月に大体決定してくるのかなと思うんですよね。で、9月議会で上程ができれば、このような二度手間っていうかは行政側としても手間が省けるんじゃないかなという考えもあるんですけど、以前は9月に上がっていたこともあったんじゃないかと思うんですけど、私の記憶間違いですかね。そういう8月に来て、9月上程ってというのは、やっぱり事務の作業の観点からちょっと厳しいんですかね。そこだけ教えてください。

○委員（堤理志委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

ご指摘のとおり人事院勧告、国の方ですね、については8月に出しております。それを受けてといいますか同時に県内においても長崎県の人事委員会が同様な調査をしまして、そちらの方の勧告というのもあります。それを踏まえて、本議案に関する大元となるもの

が、国の特別職の国の給与に関する法律ですかね、要するにその法律がどのような内容になるのかというのは、もちろん人事院勧告に準じた形になるんでしょうけども、それを踏まえた法律、それに準ずるとい形でございますので時期的にはこの時期になると。先ほどおっしゃられた9月にと、9月じゃなくて恐らく減額の改定になる時には遡及ができませんので、支給前12月1日の期末手当前、11月の臨時会などでお願いした経緯はあろうかと思えます。

○委員（堤理志委員）

委員長と交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は1本1本行いますので、まず議案第63号に関してです。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、第64号です。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論はあります。

これから、議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第65号に関して。

反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第66号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件の審査に入っていきたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

#### ○総務課長（荒木隆君）

それでは、議案第66号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は人事院勧告の内容に準じて、町職員の期末手当および勤勉手当における支給割合ならびに給料月額の設定を行うものでございます。令和5年8月の人事院勧告においては、民間給与との格差を埋めるため初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされております。長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、本議案はこれらの勧告に準じ、条例改正を行うものでございます。第1条につきましては、職員の期末手当および勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を4.5月分としております。なお、再任用職員についてはそれぞれ0.025月分引き上げ、総支給割合を2.35月分としております。またこれらに加えて、別表第1の給料月額を改定するものでございます。第2条は期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および12月期の配分をそれぞれ改めるものでございます。なお、附則につきましては、条例第1条は公布の日から施行、令和5年4月1日から適用するものとし、第2条は令和6年4月1日から施行すること、また給与の内払いについて定めております。条例の提案理由については以上でございます。お手元に新旧対照表をお配りしておりますので、併せてご参照いただければと思います。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

今回は、職員と会計年度任用職員、分かれてるんでちょっと重なるところもあるかもしれないんですが、まずちょっと伺いたいのが、今回の一般会計の補正の付属の後ろの方の職員数とか書いてある表みたんですが、職員数が216人、短時間勤務職員が400人となっていたんですけど、この216人の中に、この66号に関連するいわゆる長与町職員とこの後の67号に関連する会計年度任用職員、両方がいるんですかね。その職員数216人っていうのは、いわゆる正規職員なのかフルタイム会計年度任用職員、両方なのか、ちょっとそれぞれ人数が分かればまず伺います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

今ご質問の資料は補正予算の給与費明細のことかなと思います。で、今ご指摘の数字は正規の職員と会計年度任用と合わせたものになっておりますので、まずはそれをちょっと分けたところから申し上げます。正規の職員がまず215名です。これがフルタイムでございます。それから短時間勤務が8名です。次に、会計年度任用職員フルタイムが1名、短時間勤務が389名でございます。これはあくまで会計年度の場合は予算上の人数ということですので、現在の実雇人数とは若干の乖離があるということをご理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そうすると職員数というのが正規の職員で、短時間の方のほとんどがフルタイムの会計年度任用職員ということだと思んですが、これそれぞれ今おっしゃった215人の正規職員と389名ですかね、フルタイムの会計年度任用職員。あ、フルタイムですかね。ごめんなさい、こちらは短時間勤務に当たる方ですね、会計年度任用職員。それぞれの男女の数分かりますか。分からなければ、後ほど別に伺います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

今すいません手元に男女別の内訳がなくて。もちろん職員は把握しておりますし、会計年度は先ほど申し上げたとおり日々異動があるので、なかなかその時点というのは把握しづらいということでご理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最後に障害者の法定雇用率っていうのが今年度から3%に公務員なってますが、本町はそれを達成しているのか、まず伺います。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

障害者雇用率でございますけれども、令和5年6月1日現在で法定雇用率が2.6%に対し、実雇用率が3.02%でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ごめんなさい、ちょっと最後について言ったんですけど、この今回の条例の改定の給料表ですけども、これその額が変わっただけで考え方は変わってないと思うんですが、ちょっと改めて伺いたいのは、この1級から7級までの違い、この辺は役職なんですかね。それから下に向かって号級というのが1からずっとありますけど、これは勤務年数とかでしょうか。ちょっと基本的な考え方を伺います。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

給料表につきましては、最初に新規採用職員で入った時にはまずは1級に格付がなされるというところがございます。それから経験年数に応じて、表でいくと下に下がっていくというのが基本の形になります。それから、ある一定の年数が経過しますと、次は昇格という形で2級、3級という形で級が変わりまして、また年数とともに下の号給に格付されていくということで、昇格のタイミングで級が変わるといような形で運用を行っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。昇給っていうのは当然年数だけじゃなくてそういう能力とかであると思うんですが、現状本会議場なんかで執行部の方並んできると当然課長以上部長クラス、女性が極めて少ないわけですけども、それは男女の何らかのもう少し平等化を図るようなことはできないのか。もうどうしてもいわゆる能力で単純に人事評価をしていって結果そうなるので、やむを得ないのか。現在の役職者の男女差についてのちょっと考えを伺えればと。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

まず大原則として昇格については人事評価などを基にした能力によるものが大事だと思っております。で、その上でですけども、男女共同参画の中でも管理職登用の女性比率の割合を目標設定としておりますので、それを達するべく女性の任用というのももちろん同時に考えていると。で、令和5年4月現在、女性の割合は27%ということで、数年前よりも劇的に改善しているものというふうに考えております。



○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

1点だけなんですけども、この給料表なんですけど、他市町との比較ということでもし差し支えなければ伺いたいんですけども。例えば時津町と長与町と言えば、給料というのは同じなのか上なのか下なのか、その辺差し支えなければお伺いしたい。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

この条例の給料表については、基本的にどの市町も人事院勧告に基づいているものと思っております。ただ今回の人勸に伴う改定というのは、皆さん同時期に条例を提案していますので、全てについて全く同じかどうかというところまでは把握はしておりません。なおその昇給の仕方とか、そういったものはそれぞれの運用があらうかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、第67号に入りたいと思います。議案第67号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

議案第67号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は人事院勧告の内容に準じて会計年度任用職員の給与等の改定を行うもの。また地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するものでございます。条例の主な内容につきましては、第2条第1項の改正と新たに追加する第13条の2および第23条の2の規定が勤勉手当に

係るもので、支給対象は任期の定めが継続して6月以上のもの、支給割合は職員に準ずることとしております。また、別表第2の改正につきましては、令和5年8月の人事院勧告における給料月額引き上げに伴い報酬基準月額を改定するものでございます。なお附則につきましては、勤勉手当に係る規定の施行期日を令和6年4月1日とし、報酬基準月額については令和5年4月1日から適用、併せて給与の内払いについて定めております。また関連する二つの条例についても本附則により改正することとしております。提案理由については以上でございますが、新旧対照表をお配りしておりますので、併せてご参照ください。以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入っていきたいと思っております。質疑はありますか。岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

67号ですね、第13条の3の任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員は、再度の任用および任期の更新により継続する任期の定めが6月以上となった時は、第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とありますが、これについてまず再度の任用ということですね、結局1人の方が再度の任用って、要するに上限何年ってあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

会計年度内の任用でございますので、上限としては毎回1年が上限となっております。ただ再任用することは妨げませんので、継続して任用される方もいらっしゃいます。ここで規定している趣旨が例えば3カ月ということで任用された方が、少し時期を空けてまた新たに3カ月雇用されたら、合計6カ月でございますので、これを継続しているものとみなすと。失礼しました、空かない場合ですね。3カ月としていったん切れるけれども、また次の3カ月を間を空けずに任用される場合は継続した6カ月というふうにみなすという規定でございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうするとその再任用、また継続っていう割合の方っていうのは本町では何割ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

まず、あらかじめ6月を超えるということが分かっている方が87名いらっしゃ

しゃいます。その他、先ほど申し上げたような任用もあろうかと思えますけれども、その実数については把握しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと私の条例の読み方といいますか、ちょっと理解ができていないのかもしれないんですが、ちょっと伺いたいのが、この長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第3条にフルタイム会計年度任用職員の給料は長与町職員の給与に関する条例の1級及び2級を適用するって書いてあるんですよ。今回頂いた議案第67号の月額表を見ると、先ほどの66号議案にあった長与町職員の1級2級が適用されるのかと思ったらちょっと額が違いますよね。会計年度任用職員の（1）行政事務の人の1号給だと14万7,100円。条例でいうこの「職員の1級及び2級を適用する」っていうのはどういう意味合いなのか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

ご指摘の1級2級の適用というのが、会計年度任用職員のうちフルタイムの職員に適用されるものでございます。で、今回の67号の給料表については、パートタイムの職員の給料表という違いということでご理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務部の審査を終了します。

場内の時計で10時15分まで休憩します。

（休憩 10時03分～10時11分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは、これより議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

皆さんおはようございます。それでは、議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、認定こども園法第3条第10項の削除に係る改正で、同法第3条第11項が繰り上がる項ずれに対応する改正を行うものです。また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準第6条第2項の規定を適用する場合の読み替え規定について、読み替え内容を一部見直すことに係る改正を行うものでございます。以上が改正内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

八木議員。

**○委員（八木亮三委員）**

今ご説明いただいたとおりだとは思いますが、ちょっと改めてもう少し分かりやすく、この今回の追加された1文があるのとなないので、どう違いがあるのでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

長与町の中にあるこういう特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準というふうになってますが、基本的に認定こども園であるとか、幼稚園であるとかっていう部分ではないので、直接、長与町の条例でこの1文を加えたっていうことで変わるところはないんですけども、国の方が読み替え規定を変更しているので、長与町もそれに準拠して文言を修正させていただいたということになります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

岡田委員。

**○委員（岡田義晴委員）**

これの新旧の改正後の一番下の3、そのアンダーラインの所が変わってるということ

で、特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」  
とあるのは、「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」と  
いうことは、今まで限っていないということですか。何かそこが違うということですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

この特別教育利用っていうところが変わったというのではなくて、条例が基準府令っ  
ていうその上の基準、国の法令になるんですけども、そこに係る号っていうところの  
箇所が、このここに、何て言えばいいんですかね。ちょっと待ってください。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今までが特定教育・保育施設を認定こども園または幼稚園に限っていたのを、特定教  
育・保育施設に特別利用保育を提供している施設っていうのも増やしたっていうこと  
での読み替えになります。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

宮崎部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

大変申し訳ございません。先ほどの内容につきまして、後できちっとした報告をさせ  
ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

部長がおっしゃられたとおり回答は後ほどということですので、結審の方もその時に  
行いたいと思います。

これで一応68号の審査の方だけは終了したいと思います。お疲れさまでした。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時25分～10時39分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

#### ○健康保険課長（森本陽子君）

議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。本議案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い地方税法、地方税法施行令および地方税法施行規則の一部が改正されましたので、所要の改正を行うものです。改正の内容につきましては、出産する予定の被保険者または出産した被保険者の国民健康保険税の所得割額および均等割額を出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間を免除し、税額を減額するものです。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間を免除します。第21条第3項の追加につきましては、出産被保険者に係る基礎課税額、医療分、後期高齢者支援金等課税額、および介護納付金課税額における出産被保険者に係る所得割額および均等割額の減額措置について、その減額する金額を定めています。第22条の3の追加につきましては、出産被保険者に係る届け出等について定めています。また附則につきましては、第1項は、本条例の施行期日について定めるもの。第2項は、適用区分を令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの、および令和6年度以後の年度分の国民健康保険税と定めるものです。令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの、および令和4年度分までの国民健康保険税については適用いたしません。以上が提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。すいません、資料の説明です。お手元に新旧対照表をお配りしておりますのでご参照ください。もう1つの資料になります。1ページ目に条例改正の背景、目的と概要と長与町保険税の計算方法を書いております。2枚目にモデルケースとして、夫婦と子どもと赤ちゃんが生まれる世帯を記しております。このケースでは減額前年間保険税は40万1,100円、減額後年間保険税は35万600円で、4カ月分の保険料5万500円が免除されるケースになっております。以上ご参照よろしくお願いたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

この頂いた議案の中の第22条の3、納税義務者の義務みたいところですが、ここに（1）および（2）に届け出なければいけないものとして、個人番号っていうのがどちらにもあるんですけども、これいわゆるマイナンバーですね。これは、この手続きに必ずいるということになるんでしょうか。例えば、任意でというか、意図してマイ

ナンバーカードを取得しない人もいますし、通知カードも紛失等で自分の個人番号分からない人っていうのもいるかなと思うんですが、これによって例えばこの番号がないと減免というか受けられないというような不利益はないのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

個人番号をお持ちの方からは個人番号を教えてくださいますが、それをも持たないからといって、軽減がされないということはありません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

はい、今の件は分かりました。あとは、この出産日、出産予定日っていうんですかね、その前後2カ月、多胎妊娠の場合は3カ月ですが、これは第22条の3ですかね、届け出が予定日の6月前から行うことができるとあるんですが、仮に届け出をしていなかった場合、出産してからとかさかのぼって免除されるのか、ちょっとその辺りの考え方をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

出産後届け出をされる方は、おっしゃるとおりさかのぼって申請という形になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

さかのぼれるということは分かったんですが、この制度があることを知らない人も今後も出てくると思うんですけれども、ただ出生届等は必ず出ると思うので、出生届が出た時にそういう免除の手続きをしているかしていないか分かると思うんですよね、町では。なので、もし向こうから出生届等を出した時に、その該当する人がそういう届け出をしていなくて免除されていなかったりするかもしれないので、確認して教えてあげる。よく言われるのは行政は制度があっても、知っている人しかその利益を得られなかったりすることもあるんですが。可能なことだと思うんですね、これについては、出生届によって。そういうちょっとこう、ところまで考えていらっしゃるか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

申請が遅れている方、されてない方については、こちらの方で把握して個別にお知らせはしなくてはいけないかなとは考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

申請をしない人っていう方もいらっしゃるんですか、中には。この制度を知っているけども申請をしないっていう方も中にはいらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいなと思って質問します。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

申請手続きが実際始まってみないと何とも言えないんですけども、ご自分の意思で申請しない方が絶対いないとまでも言えないので、ちょっと不確定なところではあります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この対象者、出産被保険者っていうのは何歳から何歳って何かあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

対象年齢の条件はありません。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

長与町内そもそもがですね、例えば健保組合に入っている人とか共済それから生活保護、後期高齢者はまた別で、要するに国保対象っていうのはざっと何人ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

人数で言いますと7,200人ぐらいです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第70号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

#### ○健康保険課長(森本陽子君)

議案第70号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、補正後の総額を42億3,341万円とするものです。それでは、補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。6、7ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税減額措置によるものです。所要の改正を議案第72号で上げさせていただいております。5款1項1目1節一般会計繰入金は、1行目の事務費等繰入金が会計年度任用職員人勧増額分、2行目の産前産後保険税繰入金が生産後保険税減額措置分の一般会計からの繰り入れです。8款1項2目1節出産育児一時金補助金は、出産育児一時金臨時補助金です。令和5年度の出産育児一時金の50万円引き上げに伴う、1件当たり5,000円の補助で5年度限りのものです。

次に歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。1款総務費は、人事院勧告に基づく人件費の増額分です。1項1目一般管理費は一般事務補助2名分、2項1目賦課徴収費は収納推進専門員1名分です。2款4項1目出産育児一時金は、補助金が交付されることに伴う財源組み替えです。次のページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は、一般会計からの繰り入れに伴う財源組み替えです。12、13ページの4款保健事業費は人事院勧告に基づく人件費の増額分です。2目疾病予防費は看護師等5名分、2項特定健康診査等事業費は看護師等4名分です。8款1項予備費は収支の調整として計上いたしております。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長(金子恵委員)

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時5分まで休憩します。

（休憩 10時56分～11時03分）

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

#### ○介護保険課長（村田佳美君）

皆さまこんにちは。それでは、議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,618万1,000円を追加し、補正後の総額を31億3,616万5,000円とするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。まず保険事業勘定の歳入でございますが、3款2項6目1節介護保険事業費補助金170万円につきましては、介護報酬改定等に伴う基幹システムおよび介護認定支援システムの改修に対する国庫補助でございます。7款1項1目介護給付費繰入金2,264万9,000円の増額につきましては、介護給付費の増額に伴う町負担分でございます。3目地域支援事業繰入金17万7,000円の増額につきましては、人事院勧告に基づく地域包括支援センター職員および会計年度任用職員に対する人件費の増額に伴う町負担分でございます。4目1節事務費繰入金282万7,000円につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費、および人事院勧告に基づく会計年度任用職員に対する人件費の増額に対する一般会計からの繰入金でございます。5目1節低所得者保険料軽減繰入金につきましては、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の確定により117万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。10、11ページをお開きください。1款1項1目12節委託料は、令和6年度からの介護報酬改定等制度改正に伴う基幹システムおよび介護認定支援システムの改修業務委託料の増額によるものでございます。1款3項1目1節報酬、2目3節職員手当等、4節共済費につきましては、人事院勧告に基づく会計年度任用職員に対する人件費の増額によるものでございます。2款1項1目介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者の方が利用された介護サービス費が増加したことにより、給付費や給付に伴う審査支払手数料を増額するものでございます。3款3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、人事院勧告に基づく職員および会計年度任用職員に対する人件費の増額によるものでございます。7款1項1目28節予備費1億6,046万5,000円の減額は、収支の調整として計上するものでございます。14ページから25ページにつきましては、補正予算給与費明細書を掲載しております。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

歳出の方で、説明書の10ページ、2款1項1目18節負担金、補助及び交付金ですが、かなりこの時期の補正としては私の知る限り結構異例なのかなと思うんですが、これだけの1億8,100万円の金額が補正で歳出となった理由をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

村田課長。

**○介護保険課長（村田佳美君）**

今回の給付費の補正ですけれども、これまで平成30年ぐらいから認定申請者数の推移を見てみたところ、令和5年3月末と令和5年9月末を比較しますと54名ほど認定者数も増えております。それで、利用者数も増加しているもので、給付費の増加を見込んでおります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

高齢化で毎年認定者数っていうのは一定増加傾向かなと思うんですが、今年度は特に目立って急激に増えたのか。もしそうであれば、もし分かれば理由といいまいしょうか、ちょっとその辺難しければ結構ですが、お願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

給付費の推移につきましても、令和2年度、令和3年度については若干微増ではございますが給付費が増えてきたんですけれども、令和4年度につきましては前年度比99%で減額になっております。当初予算の計上をする際にそういった推移を見ながら給付費の予測を立てていたんですけれども、これは推測にはなりませんけれども、今までコロナの影響もありまして利用控えの方がいらっしやったんじゃないかと推測されております。その影響もありまして、令和5年度についてはコロナが5類の方に移行したことによりまして、利用者の方が増加しているのではないかと推測いたしております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確認ですが、ここの今の項目の財源が、一般財源から約1億6,000万円ですが、これは次のページの予備費を一般財源に歳出というか、一般財源から先ほどの2款1項1目のところに持ってきた分を補填といいたいまいしょうか、そういう予算の移動と考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

これ全額予備費ではなくて、町の方からも給付費に対して12.5%の負担金を頂いておりますので、その分は歳入の方に計上いたしております。それから、あと残りの分、国の方から、県の方から、後ほどその分は補填されるようになっております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

3ページ、歳出保険事業勘定の予備費1億9,482万円、それが補正でちょうど1億6,000万円、それで保険給付費のところは1億8,000万円、よくできているなというところで、私もよく分からないからお聞きしますが、予備費を立てる時って何か根拠とか決まりがあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

予備費についてなんですけど、当初予算では割と少ない金額で上げております。ただ、9月の補正時点で前年度の繰り越しとかそういったところで、支出のバランスを取るために予備費を計上する形になっております。前年度の繰り越し分とかの分が多くてこのような数字を積み上げているというところで、特段決まりがあるとかそういったところで

はございません。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

国なんかの予算の時はちゃんと3%とか、5%っていう予備費のあれがあるじゃないすか。地方公共団体としてはそういうこれっていうのはなくて、その時々何となく前後の中で一応組み立てているというふうな認識でいいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

そうですね。予備費、当初の方はある程度定額で上げる形なんですけども、今ちょっと多く、その予備費が多く取ってあるというのは、先ほども言ったとおり予備費、前年度の繰り越し、そういったところがあって、それに対応する支出がないものがあるので、そういったところでその調整のために予備費の額が増えているという形になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の1款の方、1款1項1目の委託料、介護保険システム改修業務委託料ですが、これ当然これから委託ということだと思うんですが、こういう介護保険システムの改修ができる特定の事業者なのか、それとも金額的に入札等なのか、それをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

こちらの改修の方は介護報酬改定など今後令和6年度に行われる分がありますので、そちらの改定に対する改修になります。システムというのが、もう基幹システムの方の改修になりますので、現在その委託を行っている業者の随意契約という形に、一応入札という形式は取りますけども、対応するのは1社という形になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件

を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。所管の皆さまはお疲れさまでした。

(暫時休憩)

#### ○委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

午前中、審査をしました議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関しましては、所管の方の説明がまだちょっとできる状態ではありませんので、これ12日に採決の方は回したいというふうに思います。本日は予定の71号までは以上終わりましたので、これで委員会は閉会したいと思います。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 11時21分)